

令和3年7月27日

市政記者各位

重度障がい者等就労支援事業を開始します

福岡市は、障がい者の雇用促進を目的として、重度障がい者等に対する通勤や職場等における支援を10月から開始します。

事業開始に向けて、利用に必要な諸手続き等の事前相談を8月から行いますので、市民の皆様への広報にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

(1) 事業概要

- ・名称 : 重度障がい者等就労支援事業
- ・開始年月日 : 令和3年10月1日(金)から
- ・対象者 : 市内居住の障がい福祉サービス(重度訪問介護、同行援護または行動援護)の支給対象者で、民間企業に雇用される者。
- ・支援の内容 : 通勤に係る支援や、職場等におけるトイレや食事等の介助。
- ・利用者負担 : サービス利用に要した費用の1割。(上限額あり。非課税世帯は負担なし。)

本事業は、重度障がい者等が仕事中に必要とする様々な支援について、企業(雇用主)と連携して支援を行うものです。(連携イメージは別紙1、事業の枠組みは別紙2のとおり)

(2) 事前相談

8月2日(月)から事前相談を開始しますので、下記までご連絡ください。

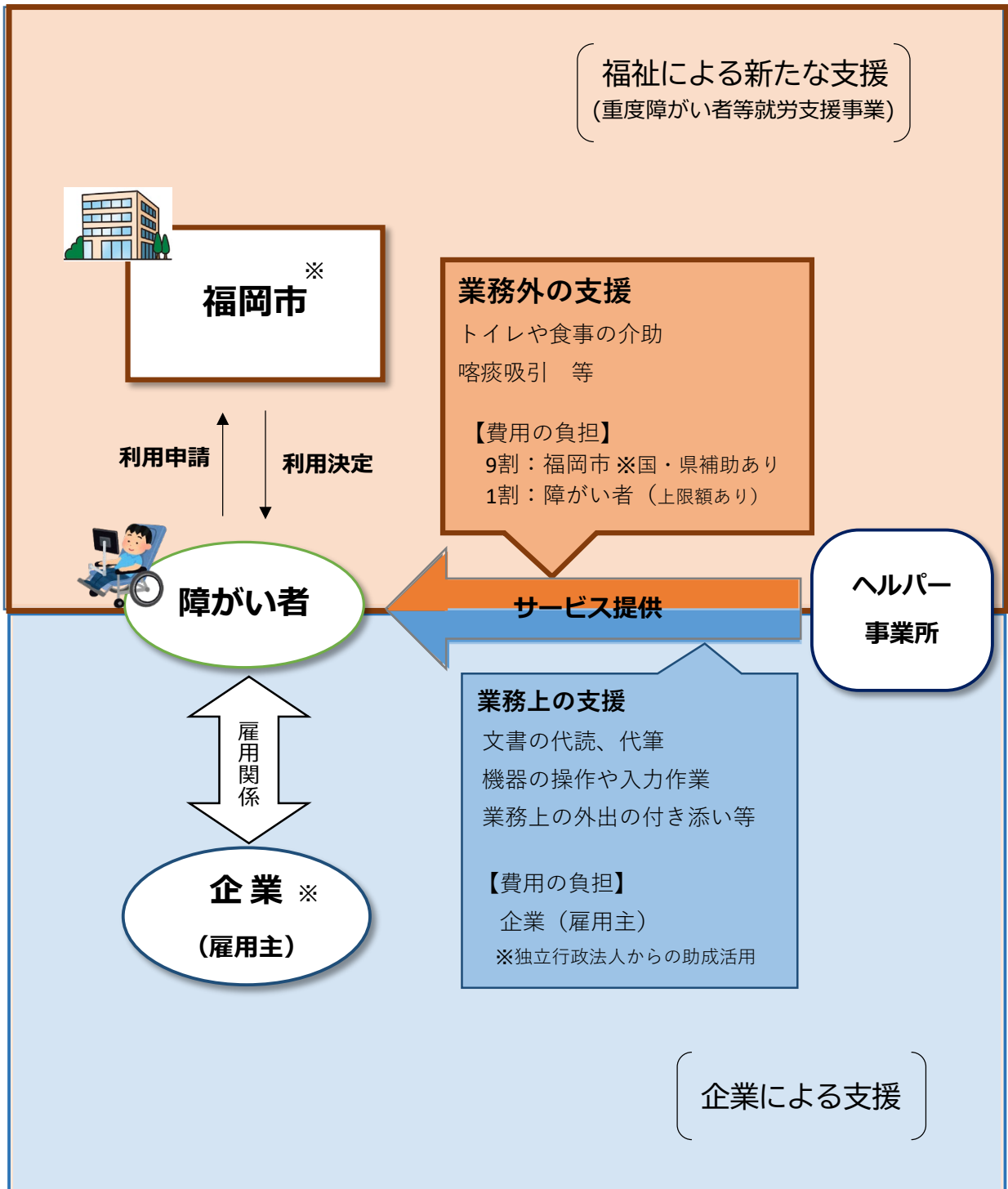
- ・問い合わせ先 : 保健福祉局障がい者部障がい福祉課(市役所12階⑤番窓口)
(電話)092-711-4249 (FAX)092-711-4818
- ・対応日時 : 月曜日から金曜日(祝日を除く。)の9時から17時まで(12時から13時を除く。)
- ・相談内容等 : 申請から事業開始までの流れ、具体的な手続き方法、重度訪問介護等の支給決定を受けていない場合の申請方法 等

【担当課】

保健福祉局障がい者部障がい福祉課
わたなべ いちもと
渡辺・板本

電話 092-711-4249 (内線2162)

FAX 092-711-4818



重度障がい者の就労を支援する仕組み

職場等における支援

業務に関連する支援については、雇用主である企業が、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」により支援を行い、業務以外のトイレや食事等の介助については、本事業により支援を行うものです。

	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 (JEED)	福岡市
支援内容	業務に関連する支援 (例) ○ 文書の代読、代筆 ○ 機器の操作や入力作業 ○ 業務上外出の付き添い等	業務外の福祉的な支援 (例) ○ トイレや食事等の介助 ○ 喀痰吸引等
負担	納付金助成金 中小企業・・・助成率 9/10 (助成上限月額 150,000円) 中小企業以外・・・助成率 4/5 (助成上限月額 133,000円)	重度障がい者等就労支援事業
	企業負担 (残額)	利用者負担 (1割) (上限額あり。非課税世帯は負担なし。)

通勤支援

通勤に係る支援等については、支援開始から3か月までは企業が、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」を活用して支援を行い、4か月目以降は本事業により支援を行うものです。

	3ヶ月	4ヶ月目以降
	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 (JEED)	福岡市
支援内容	通勤に係る支援、見守り	
負担	納付金助成金 中小企業・・・助成率 9/10 (助成上限月額 84,000円) 中小企業以外・・・助成率 4/5 (助成上限月額 74,000円)	重度障がい者等就労支援事業
	企業負担 (残額)	利用者負担 (1割) (上限額あり。非課税世帯は負担なし。)